

親子方式による 温かい中学校給食概要



令和2年10月

愛川町

目 次

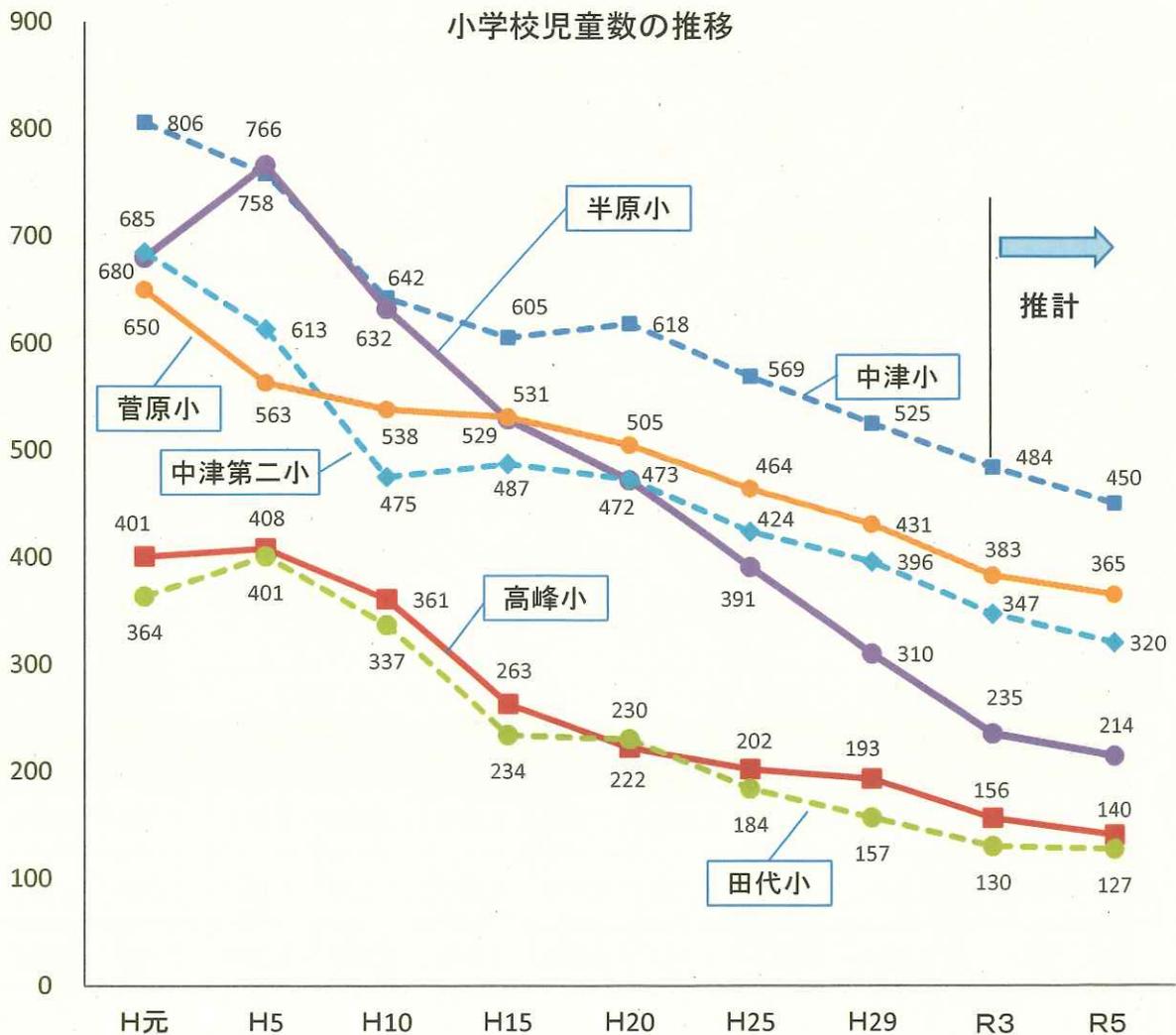
1 児童生徒数の状況	1
2 本町の学校給食の変遷	3
3 中学校給食実施方式見直しの経緯	4
4 中学校給食実施方式の種類	5
5 給食実施方式別比較表	6
6 実施方式の考察	7
7 実施方式の検討結果	8
8 親子方式の組合せ	9
9 親子方式導入における法的手続き	10
10 親子方式による中学校給食導入スケジュール	11
11 小中学校位置図・親子給食組合せ図	12
12 中学校給食配送ルート図	13

1 児童生徒数の状況

(1) 小学校児童数

	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H29	R3	R5
中津小	806	758	642	605	618	569	525	484	450
高峰小	401	408	361	263	222	202	193	156	140
田代小	364	401	337	234	230	184	157	130	127
半原小	680	766	632	529	472	391	310	235	214
中津第二小	685	613	475	487	473	424	396	347	320
菅原小	650	563	538	531	505	464	431	383	365
計	3,586	3,509	2,985	2,649	2,520	2,234	2,012	1,735	1,616

→推計 単位：人

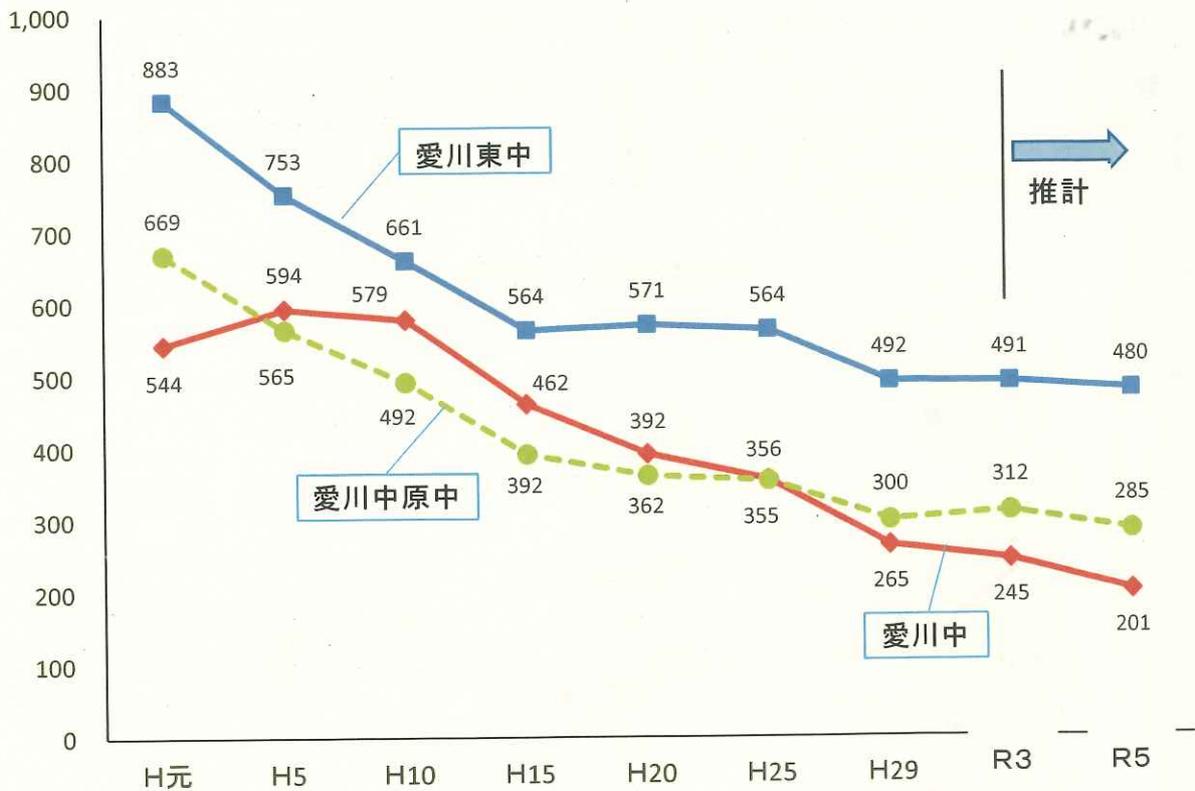


(2) 中学校生徒数

→推計 単位：人

	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H29	R3	R5
愛川東中	883	753	661	564	571	564	492	491	480
愛川中	544	594	579	462	392	356	265	245	201
愛川中原中	669	565	492	392	362	355	300	312	285
計	2,096	1,912	1,732	1,418	1,325	1,275	1,057	1,048	966

中学校生徒数の推移



■ 児童生徒数合計

→推計 単位：人

	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H29	R3	R5
小学校	3,586	3,509	2,985	2,649	2,520	2,234	2,012	1,735	1,616
中学校	2,096	1,912	1,732	1,418	1,325	1,275	1,057	1,048	966
計	5,682	5,421	4,717	4,067	3,845	3,509	3,069	2,783	2,582

2 本町の中学校給食の変遷

本町の中学校給食については、昭和43年から牛乳のみを提供する「ミルク給食」を実施していましたが、平成17年6月からは、弁当を持参できない生徒への対応策として、「業者弁当注文配送方式」を導入しました。

この方式は、民間業者が作成した献立に従って民間業者の調理施設で調理した弁当を希望者が購入するしくみですが、利用者は平均して中学校全体の2%台に低迷し、採算が合わないことから業者が撤退する事態となり、平成19年3月末をもって終了となりました。

その後、平成20年に学校給食法が改正され、学校給食を活用した食育への取組みが要請されたことや完全給食を望む保護者の声などを踏まえ、平成21年10月からは、デリバリー弁当箱方式^{※1}による給食を実施しました。(家庭弁当を持参することも可)

※1 デリバリー弁当箱方式

町の栄養士が作成した献立に従い、民間業者の調理施設で調理した給食を一人分ずつ弁当箱に詰めて各中学校に配送する方式。

3 中学校給食実施方式見直しの経緯

本町の中学校給食は、食育基本法が制定されたことや学校給食法が改正され、学校給食を活用した食育への取組みが要請されたほか、完全給食を望む保護者の声等を踏まえ、平成21年10月から町の栄養士が作成した献立に従い、民間の調理施設で調理した給食を一人分ずつ弁当箱に詰める「デリバリー方式による完全給食」を実施しましたが、一方で「家庭で作った弁当を持たせたい」という保護者の意見もあったことから、家庭弁当を選択することも可能とした。

この「家庭弁当と選択制のデリバリー弁当箱方式」を導入した当時は、中学校全体の40%を超えていた利用者（喫食率）は年々減少し、30%程度まで落ち込む状況となっていた。

その要因として、食中毒防止のため、加熱した料理を一旦10℃以下に冷却して中学校まで運び、そのままの状態を提供するため、おかずが冷たく、生徒からは「小学校の時のように温かい給食が食べたい」という声があがっていた。

また、町議会からも「少子化で子どもの数が減少している現状から見れば、小学校の給食調理場で中学校分も作る親子方式が可能ではないか。」といった意見が出されていた。

そこで、こうした意見・要望等を踏まえるとともに、食育のより一層の推進を図るためには、中学生全員を対象とした給食が必要であり、そのために温かい給食による中学校給食実施方式の見直しが必要であるとの結論に至った。

○生徒や保護者から寄せられている主な意見

- ・ 小学校の給食室で協力すれば、中学校分の給食も作れると思います。僕は来年中学生になるので、在学中に温かい給食が食べられるようお願いします。
- ・ 小学校ではあたたかい給食が食べられるのに、なぜ、中学校では冷たい弁当なのですか。あたたかい給食が食べたいです。
- ・ 朝、親が忙しいので弁当を作ってもらえません。だけど、デリバリーの弁当はおいしくないから嫌いです。みんなで同じおかずの給食が食べたいです。
- ・ 共働きなので、毎朝、子どもの弁当を作るのは大変です。小学校と同じように温かい給食を出して欲しい。
- ・ 病気になったときや体調が優れないときに弁当を作るのは大変なので、給食があると助かります。

4 中学校給食実施方式の種類

中学校給食の実施方式は、大きく分けて次の4つの種類があります。

実施方式	内 容
自校方式	各中学校の敷地に給食室を建設し、そこで給食を調理する方式。
センター方式	給食センターを建設して、中学校の給食を一括調理し、各中学校へ食缶で配送する方式。
親子方式	小学校（親）の給食室で中学校（子）の給食も調理し、各中学校へ食缶で配送する方式。
デリバリー方式	民間事業者の調理施設で給食を調理し、各中学校へ配送する方式。弁当箱方式 ^{*1} と食缶方式 ^{*2} がある。

※1 弁当箱方式

調理した給食を一人分ずつ弁当箱に詰めて各中学校に配送する方式。現在、本町が採用している方式。

※2 食缶方式

調理した給食を1クラス分ずつまとめて保温容器（食缶）に入れて各中学校に配送し、教室で食器に盛り付ける方式。

5 給食実施方式別比較表

温かい給食を実施する方式

項目	自校方式	センター方式	親子方式	デリバリー食缶方式
1 衛生管理	食中毒が発生した場合の被害は最小限。	食中毒が発生した場合の被害は広範囲に及ぶおそれあり。	食中毒が発生した場合の被害は該当する小中学校に留まる。	食中毒が発生した場合の被害は広範囲に及ぶおそれあり。
2 適温提供	調理後すぐに喫食できるため、適温での提供が可能。	保温性に優れた食缶を使用すれば適温での提供は可能。	保温性に優れた食缶を使用すれば適温での提供は可能。	保温性に優れた食缶を使用すれば適温での提供は可能。
3 配送面	配送がないため、特に問題なし。	町内配送のため、特に問題なし。	町内配送のため、特に問題なし。	町外の民間調理場からの配送になるため、事故等により提供が遅れるリスクが高い。
4 アレルギー対応	きめ細かな対応が可能。	きめ細かな対応は困難。	きめ細かな対応は困難。	きめ細かな対応は困難。
5 初期費用	給食室建設・調理機器等購入に多額の経費が必要。	用地取得、給食センター建設、調理機器等購入に多額の経費が必要。	調理機器の増設費用は発生するが、小学校の給食室を活用するため、初期費用の抑制は可能。	民間事業者の調理施設を使用するため、初期費用の抑制は可能。
6 運営費用	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ごとに調理業務委託料が必要となり、多額の経費がかかる。 ・栄養士の配置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇所で作れるため、調理業務委託料の抑制が可能。 ・中学校までの配送費がかかる。 ・センターに栄養士の配置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理業務委託料は中学校分の増額で済むため経費抑制が可能。 ・中学校までの配送費がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇所で作れるため、調理業務委託料は抑制できるが、割高になるおそれあり。 ・中学校までの配送費がかかる。
7 その他	学校敷地内に給食室を建設するスペースの確保が必要。	建築基準法上、共同調理場の用途は「工場」となるため、原則として、建設場所は工業系の用途地域に限られる。3,000 m ² 程度の用地を確保する必要がある。	他校へ給食を提供する場合、小学校給食室の用途は建築基準法上「工場」となるため、工業系以外の用途地域には原則立地不可。	給食を長期的に提供してくれる民間事業者の確保が不透明。

※上記内容は、一般的な特徴を記載しています。

6 実施方式の考察

(1) 自校方式

自校方式は、温かい給食を適時適温で提供できることや多岐にわたるアレルギーを持つ生徒への対応が図れること、各学校の実情に合わせた細かい対応ができることなどの利点が挙げられ、給食として最も優れた方法といえます。

一方で、施設建設費や人件費等のコスト面で多大な費用を要し、現下の厳しい財政状況を考慮すると、すべての中学校に単独の給食調理施設を整備することは困難である。

(2) センター方式

センター方式は、1箇所で大規模調理ができることからコスト面では自校方式より効率的な運用が可能となるが、建設予定地の確保（土地の取得）や給食センターの建設に相当の期間と多額の費用を要するため、自校方式と同様に現下の厳しい財政状況を考慮すると、非常に難しい。

(3) 親子方式

親子方式は、児童数の減少に伴い余裕が出てきた小学校の給食室を活用することにより、改修は必要となるものの増築せずに実現可能なこと、また、調理業務も現在の委託料の増額で済むことから、初期費用、運営費用とも抑制でき、効率的な方法といえます。

(4) デリバリー食缶方式

デリバリー食缶方式は民間業者の調理施設を使用するため、初期費用は抑制できるが、調理業務委託料は割高になるおそれがあります。

また、この方式で給食を提供してくれる可能性のある業者が相模原市内に1社あるものの、景気の動向や本町以外からの受注状況等の経営事情によっては、本町が示す条件を満たした給食を永続的に提供してもらえないか不透明である。

仮に、その他の市町村で本町の希望する条件を満たす業者が見つかったとしても、給食の出来上がり時間や配送に要する時間によって、国の「学校給食衛生管理基準」に定める「調理後2時間以内の喫食」に支障が出ることも懸念され、「温かい給食を安全・安心に安定的に提供する」という基本的な面で課題が残ります。

7 実施方式の検討結果

中学校給食の4つの実施方式には、それぞれメリット、デメリットがあるが、総合的な観点から検討した結果、本町においては、「親子方式による給食」が最もふさわしいと判断いたしました。

その理由としては、児童数の減少に伴い、余裕が出てきた小学校の給食室を活用するため最も効率的な方法であること、親子の組合せを工夫することによって、給食室の改修は必要となるものの増築はせずに済むことから初期費用、運営費用とも抑制できること、また、自校方式やセンター方式に比べて早期実現が可能なこと、全中学校での温かい給食開始時期の公平性が確保できることなどが挙げられます。

また、現在採用しているデリバリー方式は変えずに、食缶を利用して温かい給食を提供した場合は、初期費用は抑えられるものの運営費用は割高になることに加え、食中毒が発生した際の被害は広範囲に及び、全中学校の給食が完全にストップしてしまいます。これに対し、親子方式の場合は該当する小中学校に留めることができます。配送面においてもデリバリー食缶方式は町外から配送するため、事故渋滞や降雪時の渋滞による遅れから昼食時間に間に合わないといった心配もありますが、親子方式の場合は配送区間が町内であり、かつ、至近距離のため、そうしたリスクも回避できます。

さらには、デリバリー食缶方式の委託可能な業者は近隣市に1社しかなく、万一、経営不振等の理由によって給食の提供が不可能になった場合、代替業者を早急に見つけることは困難であり、中学校の給食運営に多大な影響をもたらす結果となる。

こうした点においても安全・安心な給食を安定的に提供していくためには親子方式が望ましいものと思われる。

加えて、少子化により児童生徒数が年々減少していく中、新たに中学校に給食室を建設したり、給食センターを建設したりした場合、将来的には過大な施設となってしまうおそれがあり、非常にリスクが大きいといえます。

また、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」に基づいて策定した「愛川町公共施設等総合管理計画」において、公共施設の総延床面積の削減目標を平成28年からの40年間で30%と設定しており、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題となっています。そうした観点からも既存施設を有効利用できる「親子方式による給食」が最も現実的な方法であると思われる。

8 親子方式の組合せ

小学校（親）と中学校（子）の組合せについては、現状の調理数、調理機器の容量、増設用調理機器等の設置スペースの有無等を勘案するとともに、以下の前提条件も加味して検討した結果、下表のとおりとした。

《親子組合せの前提条件》

- ①調理機器の増設はするが、給食室は増築しない。
- ②原則として、中学校分の給食は小学校分と同時に調理する。
- ③小学校と中学校の献立は同一とする。
- ④中学校の1食あたりの分量は小学校の1.3倍とする。
- ⑤小学校1校で賄いきれない場合は、2校で分担する。

学校名	最大調理数	令和2年小学校食数	追加食数 (実人数)	合計食数 (実人数)		
中津第二小	750	410	273 (210)	683 (620)	210食	愛川東中 540食
菅原小	900	450	429 (330)	879 (780)	330食	
田代小	450	160	234 (180)	394 (340)	180食	愛川中原中 360食
高峰小	450	200	234 (180)	434 (380)	180食	
半原小	750	300	403 (310)	703 (610)	310食	愛川中 310食
中津小	750	570	中学校への 提供なし	570		
計	4,050	2,090	1,573 (1,210)	3,663 (3,300)		

※追加食数と合計食数は、小学校と中学校とでは1食当たりの分量が異なるため、中学校の食数が小学校の分量だと何食分となるかを換算（小学校の1.3倍）したもの

9 親子方式導入における法的手続き

通常、自校の児童生徒のための給食を作る給食室が学校内にあった場合、建築基準法上の用途はそれを含めて「学校」として扱われるが、自校以外の給食も併せて作って配送する場合、その用途は「工場」となることから、親となる小学校のうち、高峰小学校・中津第二小学校・菅原小学校については、それぞれ用途変更の許可が必要となった。

そこで、神奈川県との協議を重ね、市街化調整区域にある高峰小学校については開発審査会の審議を経て令和元年8月8日付けで都市計画法43条の許可を、また中津第二小学校及び菅原小学校については、それぞれ第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域に建築されていることから建築審査会の審議を経て建築基準法第48条第1項及び第3項ただし書きによる特例許可を令和元年12月10日付けで得たものである。

〔各小学校の用途地域等〕

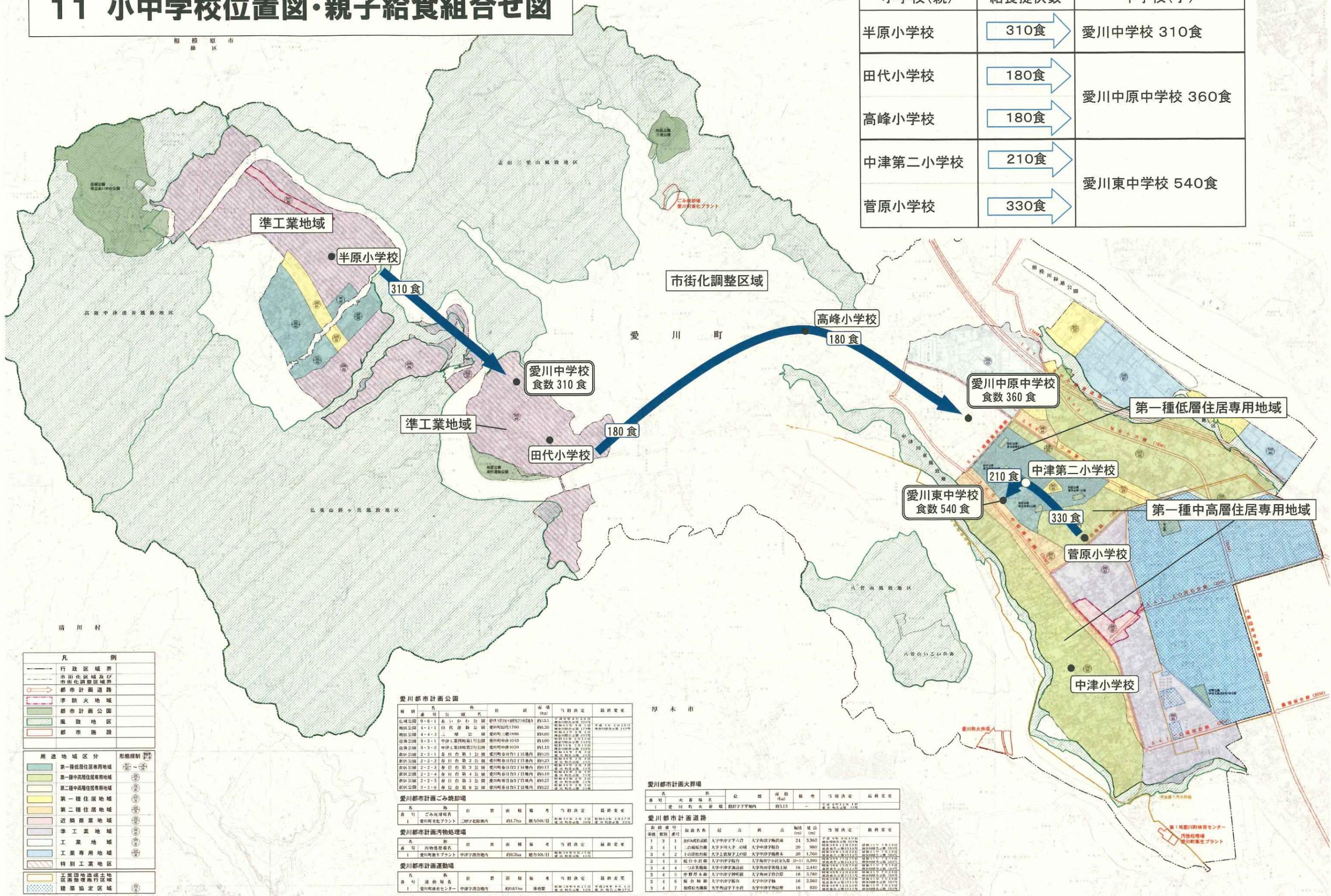
学校名	用途地域等
半原小学校	準工業地域（特別工業地区）
田代小学校	準工業地域（特別工業地区）
中津第二小学校	第一種低層住居専用地域
菅原小学校	第一種中高層住居専用地域
中津小学校	第一種中高層住居専用地域
高峰小学校	市街化調整区域

10 親子方式による中学校給食導入スケジュール

	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
中学校給食庁内研究委員会				
神奈川県との協議 (建築指導課・厚木土木事務所)			開発審査会 	
中学校給食実施に向けた課題の整理 (給食日数の調整、給食費の設定、時間割変更、 建築基準法・都市計画法適合性の整理等)				
中学校給食に関する懇談会の開催 (円滑な導入に向けての意見交換等)				
学校施設図面作成業務等の委託 (防火区画改修工事の設計業務等)				
中学校給食実施に向けたR2予算計上 (施設改修費、調理機器・食器購入費、調理業 務委託料、給食配送業務委託料等)				 3月議会
・コンテナ搬入搬出口等改修工事 ・給食室改修工事・調理機器の更新増設等				 夏休み
親子方式による中学校給食の開始		デリバリー弁当箱方式を継続		1学期終了まで  2学期から親子方式へ

11 小中学校位置図・親子給食組合せ図

小学校(親)	給食提供数	中学校(子)
半原小学校	310食	愛川中学校 310食
田代小学校	180食	愛川中原中学校 360食
高峰小学校	180食	
中津第二小学校	210食	愛川東中学校 540食
菅原小学校	330食	



凡 例	
—	行政区域界
---	市街化区域及び市街化調整区域界
—	都市計画道路
—	準防火地域
—	都市計画公園
—	風致地区
—	都市施設

用途地域区分	形態規制
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
特別工業地域	特別工業地域
工業団地造成土地	工業団地造成土地
区画整理施行区域	区画整理施行区域
建築協定区域	建築協定区域

種別	番号	名称	面積 (㎡)	当部決定	最終変更
広域公園	0-0-1	森の公園	約3,325	—	—
地区公園	1-1-1	田代運動公園	約6,300	—	—
地区公園	4-4-2	三ツ井公園	約5,600	—	—
地区公園	3-3-1	中津工業団地第1号公園	約1,600	—	—
地区公園	3-3-2	中津工業団地第2号公園	約1,100	—	—
地区公園	2-2-1	春日台第1公園	約1,020	—	—
地区公園	2-2-2	春日台第2公園	約1,020	—	—
地区公園	2-2-3	春日台第3公園	約1,170	—	—
地区公園	2-2-4	春日台第4公園	約1,019	—	—
地区公園	2-2-5	春日台第5公園	約1,027	—	—
地区公園	2-2-6	春日台第6公園	約1,027	—	—

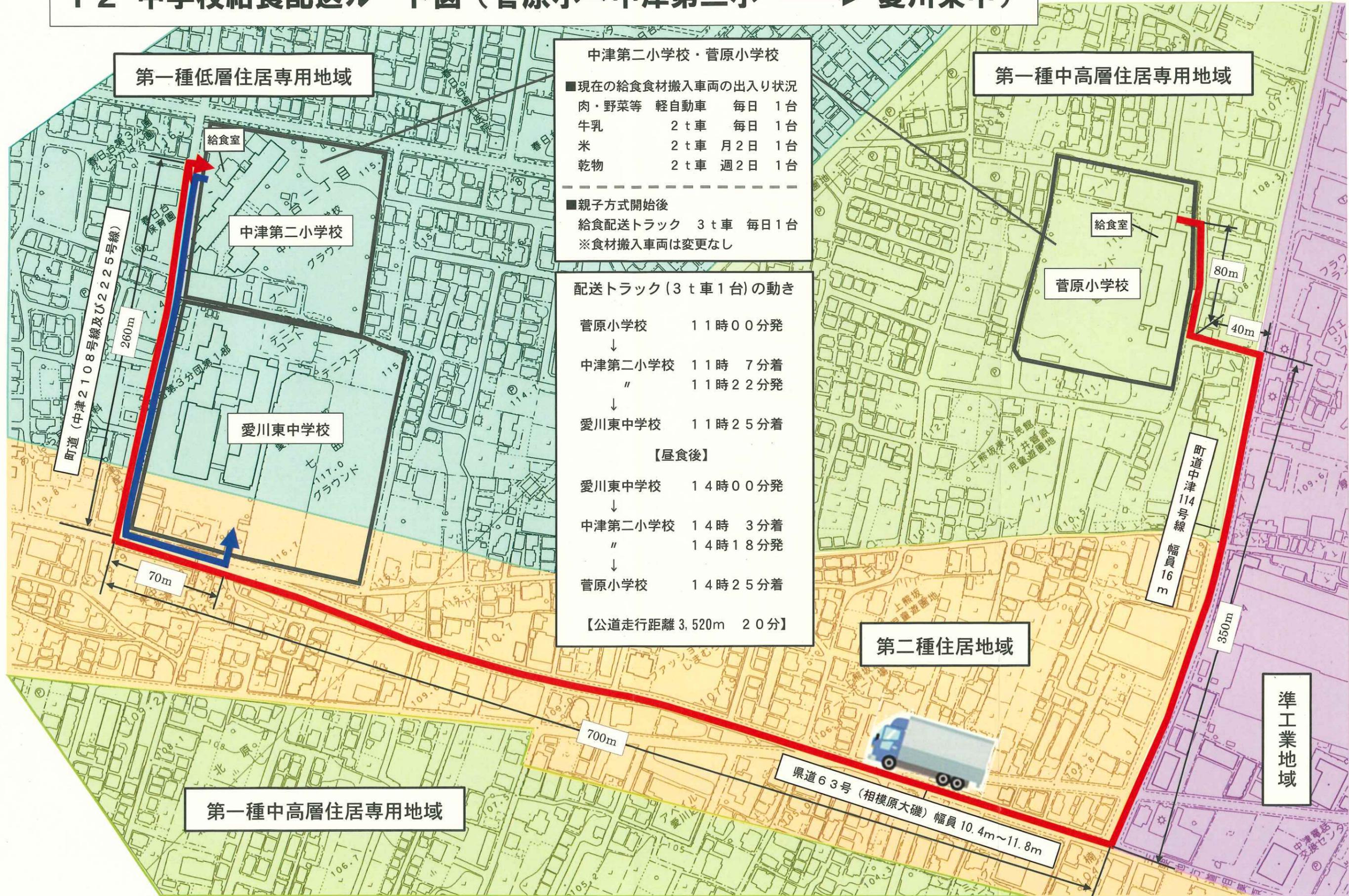
番号	名称	面積 (㎡)	備考	当部決定	最終変更
1	愛川町衛生プラント	約1,700	能力100t/日	—	—

番号	名称	面積 (㎡)	備考	当部決定	最終変更
1	愛川町衛生プラント	約1,700	能力100t/日	—	—

番号	名称	面積 (㎡)	備考	当部決定	最終変更
1	愛川町火葬場	約3,113	—	—	—

番号	区間	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	当部決定	最終変更
1	3-1	2号A線道路	大字中津字下六白	24	3,360	—	—
2	4-1	2号B線道路	大字下川字心城	20	980	—	—
3	4-2	1号B線道路	大字上原字上の原	20	1,760	—	—
3	1-3	坂台小沢橋	大字中津字坂台	20-11	3,090	—	—
3	4-4	2号直線橋	大字中津字直線	16	2,440	—	—
3	4-5	中津野木橋	大字中津字野木	16	3,760	—	—
3	4-6	坂台新橋	大字中津字坂台	16	2,560	—	—
3	4-7	坂台大橋	大字中津字坂台	16	930	—	—

12 中学校給食配送ルート図（菅原小→中津第二小 → 愛川東中）



中津第二小学校・菅原小学校

■現在の給食食材搬入車両の出入り状況

肉・野菜等	軽自動車	毎日	1台
牛乳	2t車	毎日	1台
米	2t車	月2日	1台
乾物	2t車	週2日	1台

■親子方式開始後

給食配送トラック	3t車	毎日	1台
----------	-----	----	----

※食材搬入車両は変更なし

配送トラック(3t車1台)の動き

菅原小学校	11時00分発
↓	
中津第二小学校	11時7分着
〃	11時22分発
↓	
愛川東中学校	11時25分着
【昼食後】	
愛川東中学校	14時00分発
↓	
中津第二小学校	14時3分着
〃	14時18分発
↓	
菅原小学校	14時25分着

【公道走行距離 3,520m 20分】

第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種住居地域

第一種中高層住居専用地域

準工業地域

町道(中津2108号線及び2225号線)

町道中津114号線 幅員16m

国道63号(相模原大磯) 幅員10.4m~11.8m

「親子方式」による温かい中学校給食の流れ



①給食搬送用トラックが中学校に到着



②給食コンテナを降ろし、配膳室に届ける



③配膳室内で食缶等のチェックを行う



④生徒が配膳室に給食を取りにくる



⑧いただきます



⑦配膳終了



⑥配膳を行う



⑤給食（食缶等）を運ぶ



⑨感染症対策を行いながらの給食



⑩ごちそうさまでした



⑪片付け



⑫給食コンテナを乗せ、小学校へ出発